

○経済産業省告示第四十八号

輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（別表に掲げる貨物並びに4の項に規定する貨物のうち輸出貿易管理令（以下「令」という。）別表</p>	<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（北朝鮮を仕向地とする貨物並びに4の項に規定する貨物のうち輸出貿易管理令別表第二の二一の二</p>

第二の二一の二の項及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物であつて同項の下欄に掲げる地域を仕向地とするものを除く。）

1 5 6 「略」

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1、2 及び 6 の項に規定する貨物であつて別表第一号に掲げるもの並びに別表第二号から第四号までに掲げる貨物を除く。）

1 5 6 「略」

別表

一 北朝鮮を仕向地とする貨物

二 令別表第二の三に掲げる貨物であつて、

の項及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物であつて同項の下欄に掲げる地域を仕向地とするものを除く。）

1 5 6 「略」

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1、2 及び 6 の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 5 6 「略」

「新設」

<p>ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの</p> <p>三 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の五の規定に基づき、ウクライナのドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和四年経済産業省告示第四十五号）で定める区域を仕向地とする貨物</p> <p>四 ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物（令第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）</p> <p>備考 表中の「」は注記である。</p>	
---	--

附 則

この告示は、令和四年三月十八日から施行する。